

『出雲国風土記』島根郡家の比定

—「布自枳美高山 郡家正南七里二百一十歩」を手がかりとして—

附 説『出雲国風土記』の山の「高さ」は、「登山道の長さ」ではない

服部旦

目次

はじめに	二 布自枳美高山の比定
本文の決定	三 川原町の布自枳美高山登山口
川原町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程	四 川原町の布自枳美高山登山口と納佐間の路程
上東川津町の布自枳美高山登山口	五 上東川津町の布自枳美高山登山口と納佐間の路程
上東川津町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程—第1路線経由	六 上東川津町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程—第2路線経由
上東川津町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程—第3路線経由	七 上東川津町の布自枳美高山登山口と納佐間の路程
上東川津町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程—第4路線経由	八 上東川津町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程—第5路線経由
上東川津町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程—第6路線経由	九 上東川津町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程—第7路線経由
上東川津町の布自枳美高山登山口と福原町間の路程—第8路線経由	十 結論
附説『出雲国風土記』の山の「高さ」は、「登山道の長さ」ではない	十一 追記 新聞報道「松江・芝原遺跡『島根郡家跡説』確實に」と松江市教育委員会の所説ほか

私はこれまでに『出雲国風土記』(以下『風土記』)の島根郡家の比定を主題とする左記のA～Eの五論文を発表した。本論文の主題もこの五論文と同じであり、研究の目的と意義、その方法については特にA・B論文において述べたし、その他五論文で述べたことは、紙幅の都合でできるだけ再述しないように努めるので、初めてお読み下さる方は、先にA～Eの順にお読み下さるようお願いしたい。特に、現地の土地勘のない方にはなかなか理解できないこともありますかと思われるので、各論文に附した地図を事前に十分にご覧になって頂きたい。私はA～E論文において、島根郡家は松江市福原町内の台地の中心附近にあったであろう、という結論に達した。本論文ではこれまで未調査であった「布自枳美高山⁽¹⁾ 郡家正南七里二百一十歩」を取り上げ、布自枳美高山(現在の舊山⁽²⁾へ以下現地の発音に近い表記をする時は片仮名のルビを附す)の登山口(松江市上東川津町「中組」に属する。地図第14路線レ地点)を起点として、私が“復元”した少なくとも江戸時代に溯る二種の古道上に、七里二百一十歩の地点を巻尺で実測して求めた。その結果、どちらの道を採用しても、やはり松江市

福原町内の台地の中心部か、その附近に落ち着く」とになり、既説の松江市下東川津町納佐とはならなかつた。

これによつて、布自枳美高山までの『風土記』の距離は、福原町から最も近い川原町の嵩山北麓までを示すのではなく、後藤藏四郎氏（島根郡家福原説の最初の提唱者）の「郡家から上東川津の東南、嵩山の麓に至る里程」とする推定説をほぼ実証することになつた。

また、これまで私は島根郡家と南方の「朝酌渡」を結ぶ「通道」は、地図の第1路線の可能性が最も高いと考へてきたが、本論文の研究により、福原町の台地から南に下り、川原町を経由し、下東川津町字中尾のシ地点で第1路線と合流する、第3・4・9・12路線も考慮に入れなければならないことが判つた。

最後に附説において布自枳美高山の「高二百七十丈」を取り上げた。後藤氏の『考証』は、この二百七十丈を、山の垂直な高さと解さず、「麓から其の坂路の長さである」とする興味深い説である。しかし、本論文で明らかになつた布自枳美高山の登山口の地図レ地点を起点として、頂上の地図ワ地点まで登山道（第14路線）の長さを巻尺で実測したところ、その長さは二百七十丈の倍近くであることが判り、後藤説の成立しないことが明らかとなつた。

『風土記』の様々な数値は、一見正確であるかのように見えるが、これによつて、中には疎略な数値の入つてゐるということも明らかになつた。A論文以来のこのような研究を進めてゆけば、将来『風土記』の調査方針・調査態度、さらには編纂過程についても一部明らかになる点があるのではないかと考えられる。

本研究においても、島根大学、島根県・松江市の教育委員会と諸部局、本庄・持田両公民館、並びに地元の各位から多大の支援と助力を賜つた。このことを先ずもつて記し、衷心より感謝申し上げる次第である。

A 記 〔『出雲國風土記』島根郡家の比定——千酌駅家湊・千酌駅家

の比定と通道の“復元”を通して——』『山陰史談』21号、山陰史談会、昭和60年5月、平田。

B 「『出雲國風土記』島根郡家の比定——通道の“復元”と納佐説の再検討を通して——』『日本書紀研究』第15冊、瑞書房、昭和62年6月、東京。

C 「『出雲國風土記』島根郡家の比定——瀬崎成の比定と古道の“復元”を手がかりとして——附説 出雲國の戍の制と機能」『大妻女子大学文学部紀要』19号、昭和62年3月、東京。

D 「『出雲國風土記』島根郡家の比定——旧三論文の補正——附説 宅伎成・出雲國の四浦と“軍船”』『大妻女子大学文学部紀要』20号、昭和63年3月、東京。

E 「『出雲國風土記』島根郡家の比定——『水草川』の二つの源と古道の“復元”を手がかりとして——』『大妻国文』19号、昭和63年3月、東京。

A～Eは執筆順序による。

注(1) 以下で考察するように、松江市に属する嵩山。地図ワ。標高 325.2 m。

(2) 後藤藏四郎『出雲國風土記考証』108、大岡山書店、大正15年、東京。

(3) 注(2)に同じ。

(4) この点に関連して、私はD・E論文で左記の如く述べた。

D 論 文

い) (口田儀……服部) に避難港もしくは漁港(船溜まり)すらもなかつたとは考へにくいで、『風土記』がいよいよ「船」について何ら記さないのは、「原資料の性格」によるものではないかと目下は考へている。(65頁)

道路の長さに関してはA論文以来の研究の結果、『風土記』の数値はかなり信憑性の高いものであることが明らかになりつつあ

るようと思われるが、それ以外の数値の精度に関しては疑わしい事例が出てきている（未発表）ことからすると、水源に関しては、麓までは道路の実測数値を採用し、それ以上は目測などの推定値を加えているのではないか、という可能性も考慮に入れてゆかなければならぬと思う。（23^ペ）

水源地への距離を出すのは困難な仕事であるから、正確に実測したものや登山口までの距離をもつてしたものや推定値の入ったものなど、原資料にばらつきがあったという可能性もあるかも知れない。（23^ペ）

水草川^aのみ山裾（？）までではなく、『水源地』^bへの距離を記しているのは、この川が郡家のお膝元なので他よりも詳しく調査して記したという可能性、ひいては第八章末に述べた「原資料」の問題なども考慮してゆかねばならないと思う。（25^ペ）

△注▽ 「未発表」の「数値の精度」に関しては疑わしい事例が出てきている」とは、本論文で発表する、「山の高さ」がその一つである。

本論文添附地図の説明

本論文地図は煩雑に記号を附しているが、左記のような原則によつてるので、あらかじめ地図に示された諸地点を頭に入れてお読み頂ければ幸いである。

一 残存もしくは私が“復元”した旧道を赤の実線で示し、路線の番号を傍に赤の算用数字で打つ。

二 第1路線と第5路線が二つの基幹線で、この二本から枝分かれし、さらに派生する路線を東から西へ・北から南へほぼ順番に算用数字を打っている。即ち、第1路線から枝分かれし、さらに派生するのが第2・3・4・13・14・15路線であり、第5路線から枝分かれし、さらに派生するのが、第6～12路線である。

三 旧道上の地点、もしくは旧道に近い地点を片仮名ア・イ・ウ・

エ……を用いて示す。即ち、第1路線上もしくはその附近にあるのは、東から西に向かいアからツまである。第2路線ではテからナまで。第3路線では北から南に向かいニからハまで。第4路線ではヒからホまで。第5路線ではマからモまで。第8路線ではヤのみ。第11路線ではユからラまで。第13路線ではリ・ル。第14路線ではレからワまで。第15路線ではヰのみ。ラージイ・ス・ツ・ミ・メは人家部を示す。

四 三の片仮名以外にはラージAからDまで用いた。これは地図南半部内を東端（新庄町）より西南に向かって打つてある。

本文の決定

初めに諸本の異同と既説の校訂を取り上げ、本文を決定したい。最古の写本である細川家本には、

布自枳美高山郡家正南七里二百一十歩高丈周二十里降^{△有}

とある。

加藤義成氏の『校本』によれば、・の「里」を万葉緯本のみが「十」とする。加藤氏の『参究』（改訂増補新版、改訂三版△修訂版▽）とも、秋本吉郎氏の日本古典文学大系本が他本によりこれを「里」に校訂しているのは、文脈と実地理（正南七、里では島根郡を出てしまふ）の上から従うべきである。

△の山の高さの数を細川家本は欠いているが、『校本』によれば林崎文庫本・出雲風土記抄本・万葉緯本・訂正出雲風土記本が「二百七十」で一致し、これ以外の数字を記した伝本がないので、『参究』と古典文学大系本の「高二百七十丈」に従う。

◎の「二」を倉野本を初めとする七本が「一」としている。『参究』が「二」とするのに対して古典文学大系本が「一」と、各々の底本に従つて決定し、一致を見ない。周囲を「二十里」とすべきか「十里」とすべきかは、諸本の校合だけでは解決できない。本論文は、

島根郡家の位置を割り出すために布自枳美高山との距離を主題とし、次いで山の高さの数値を問題とするものであるが、この山の周囲の長さについても、ある程度の見通しが得られると思う。⁽⁶⁾

。の「降」（日御碕神社本も似た字体である）は、『校本』によるところの分注を林崎文庫本・出雲風土記抄本・万葉緯本が欠いており、解本（但し、補訂による）と訂正本に「烽」とある。『参究』は訂正本により、古典文学大系本は「巻末烽の條により」、「烽」と校訂している。これも従うべきものである。

以上により、「二十里」を除き、本論文で課題となる箇所は『参究』と古典文学大系本は「布自枳美高山郡家正南七里二百一十歩高二百七十丈……烽⁽⁷⁾」で一致し、私ものに従つて以下の研究を進めるにとにする。

- 注(1) 秋本吉徳編『出雲国風土記諸本集』38ペ、勉誠社、昭和59年、東京。
- (2) 加藤義成編『校本出雲国風土記』78~79ペ、出雲国風土記研究会、昭和43年、松江。
- (3) 加藤義成『出雲国風土記参究』（改訂増補新版）495ペ、原書房、昭和37年、東京。
- (4) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』（改訂三版）495ペ、今井書店、昭和56年、松江。
- (5) 加藤氏『校本』では倉野本・徳川家本・林崎文庫本・出雲風土記抄本・万葉緯本・出雲風土記解本・訂正出雲風土記本の七本である。その他私の見ることのできた（写真版ほか）日御碕神社本（寛永十一ヶ年⁽⁸⁾）・桜井氏本（六所神社本、貞享三ヶ年⁽⁹⁾）・益谷氏本（天明三ヶ年⁽¹⁰⁾）・大三和氏本（文政七ヶ年⁽¹¹⁾）も「二十里」であるが、加藤氏はこれらを省略しておられる。
- (6) 本論文の考察の結果、布自枳美高山の周囲については「二十里」を探すべきことが明らかとなつた（「結論」15ペ、上段13行⁽¹²⁾、20行目参照）。
- (7) 秋本吉徳氏注（1）書30ペ。

二 布自枳美高山の比定

既説は、布自枳美高山を松江市市街地東方にある嵩山（地図ワ）とすることと一致している。A~E論文の考察の結果は、島根郡家は総て福原町の中心部の台地上かその附近になることで一致した。この台地上からは、写真(1)bの如く、『風土記』の記す通りほぼ「正南」に嵩山山頂附近⁽¹³⁾が見える。

「烽」については、島根県教育委員会文化課の内田律雄氏のご調査によると、この嵩山山頂部にあることが確実である。即ち布自伎弥社の「東側に30m×20mの平坦地があり、この平坦地と布自伎弥神社の前方から須恵器や土師器が採集され」その「遺物の下限は8世紀後半、一部は9世紀にもかかる時期と考えられ、烽とその存続年代を示す資料である」とせられる。そして、「出雲国府（意宇郡家）からは、出雲5烽のうち、この布自枳美烽だけしか見えないから」「出雲5烽のうちでも国防上、最重要な位置を占めていたと思われる」（傍点は服部）とせられる。

(3) 出雲郡の多夫志烽に立つと、宍道湖を中に置き嵩山が東正面に見えるので、布自枳美烽は多夫志烽を直接承けたものと理解できる。そして嵩山に登ると、山頂部は樹木が茂り見通しがきかないけれども、山頂に至る景色と山麓四周からの景色とによって、出雲国府と東の暑垣烽が見えることは確実である。

(3) かように、出雲国の東西の烽を結び、かつ出雲国府から見ることのできる山としては、内田律雄氏の指摘せられるようこの嵩山以外になく、かつ頂上から考古学的遺物の出土⁽¹⁴⁾していることからしても、布自枳美高山を嵩山とする既説に賛成する。

注(1) 松江市川原町在住の片寄宏氏に写真(1)の撮影地点に立ち⁽¹⁵⁾確認頂いたところ、写真(1)には嵩山の山頂部ワそのものは写っていない、と言

われたので、写真(1)bを「嵩山山頂附近」と記した。

(2) 島根県土木部河川課・島根県教育委員会編発行『朝酌川河川改修工

事に伴う西川津遺跡調査報告書Ⅲ』19頁(内田律雄氏執筆箇所)、昭和62年、松江。

(3) 拙稿C論文84頁写真(7)参照。

(4) 注(2)報告書以前に、内田律雄・西尾良一「旅伏山(多夫志烽)採集の須恵器」(『ふいーるど・のーと』5号、本庄考古学研究室、昭和58年10月、松江)がある。内田律雄氏は布自枳美烽は頂上の布自伎弥社社殿造営により遺構は既に破壊されてしまっていると推測しておられた(昭和59年夏私的ご教示)が、その後再度話題にされた時には、まだ残っている可能性があるような話し方をされた(昭和62年8月9日私的ご教示)。私も昭和62年8月に登頂してみたところ、内田氏の指摘せられる布自伎弥社の東南の平坦地は、國厅と署垣烽の側に寄りおり、かつ、社殿よりも2、3m高所にあるため(地図参照)、烽の遺構は社殿で一部破壊されつつもまだ残っている可能性が大きい、と感じられた。考古学的な発掘が鶴首される。

三 川原町の布自枳美高山登山口

前章で布自枳美高山が嵩山であると確定したので、本章では福原町の台地から「正南」の方向で最も近い嵩山の登山口(もしくは山麓)を確定したい。

福原町から最も近い嵩山山麓は川原町にある。明治14年の『島根郡村誌』によれば、「川原村」の「山」の項目下に嵩山の名が見え、その登山口については「登路一條字奥原ヨリ上ル」とする。地図第11路線ユの西の用水池ヨを現在「奥原堤」と呼んでいるので、『郡村誌』の登山口はこの附近にあったものと予想できる。

次に、川原町在住の片寄宏氏(大正14年生)よりお教え頂いたところを記す(昭和62年8月12日調査)。

川原町から嵩山に登る登山口は地図ラ地点である。実地調査の際、

このラ地点の南262.45mのユ地点から勾配がそれまでよりも急になるので、そこを初めは布自枳美高山の登山口の一案とした。しかし、片寄氏が現在登山口として示されたラ地点は、尾根に向かって登る急坂の始まる地点で、こちらの方がいかにも登山口らしく感じられる。よつて、ラを私も布自枳美高山の登山口とする。

けれども、このラ地点は「嵩山の山麓ではない」と片寄氏は言われる。即ち、片寄氏の「嵩山」とは地図ワの嵩山山頂部を中心とした部分を指しており、ラ地点は嵩山山頂から北に続いた支峰の中に属する「秋葉山(地図D。写真(1)c・(2)b。標高250~260m)」の山麓であるとする。秋葉山と呼ぶのは、地図Dに川原町(旧川原村)として火の神である秋葉神社を祠っていることによる。昭和30年頃までは、秋葉神社の祭礼(4月18日)に、川原町の全戸から子供連れで地図ラ地点より尾根伝いに登って参詣し、そのついでにさらに尾根伝いで嵩山山頂の布自伎弥神社に参拝した、という。

確かに、川原町からは写真(2)の如く、嵩山山頂は見えず、「秋葉山」(b)とその上方に山頂から続いて来ている支峰(a)しか見えない。しかし、川原町の西南の上東川津町「下組」在住の井上幸雄氏(大正8年生)によれば、上東川津町では嵩山山頂部は無論、その北の支峰や「秋葉山」を含めて、広く「嵩山」と呼んでいる(昭和62年8月20日調査)。これは、写真(3)の如く、上東川津町北方から見ると「秋葉山」は川原町から見た時のような姿ではなく、単なる支峰の尾根の一部に過ぎず、頂上(布自伎弥神社がある)の西部(写真(3)aは「頂上の西部」と)と、そこから北に続く支峰(写真(3)b)と、その北側の尾根全体を含めて、一縷まりの山塊として見えるからである。私は、川原町から見ても(写真(2)b)、福原町から見ても(写真(1)c)、秋葉山が格別独立しているようには見えない。川原町で「秋葉山」と「嵩山」(山頂部)の如く区別して呼ぶのは、地図D地点に秋葉神社の祠を設けて祭礼を行っていることによるものであろう。「秋葉山」は川原町民のみに通用する名称、と片寄宏氏も言われる。

「たけ」の語義について『時代別国語大辞典 上代編』は、

類義語のミネが主として稜線・尾根筋をいうのに対し、タケは四周から抜き出して聳え立つことをいうようである。⁽⁶⁾

とする。写真(1)・(3)の如く、嵩山の山塊はまさしく四周から抜きん出でおり、布自枳美高山は嵩山山頂部にのみ限定された名称ではなく、嵩山山頂とそれに続く支峰全体を含めた山塊全体を指すものと考えられる。特に、福原町の台地の中心部からは、写真(1)（大門・小門の十字路△地図キ▽）の南^{79.9}の地点△米田信行氏宅前▽から撮影）の如く、

嵩山が右に、女嵩山⁽⁷⁾が左に、各々立派に独立しつづけ、かつ女嵩山が男（雄・夫）に配された女（雌・妻）という印象をもつて眺めることができる。（A論文17ペ上段）

こうして、川原町のラ地点「秋葉山」登山口は、布自枳美高山北麓の、福原町に最も新しい登山口とみなすことができる。

地図で見る限りではラ地点以外にも嵩山山頂部に登る道があるかのように感ずるかも知れないが、実際にはここ以外にはない。松江市道路管理課所管の5千分の1松江市基本平面図には、第11路線から分かれた点線の山道を記載している。しかし、この道は宇水谷⁽⁸⁾で行き止まりとなる。さらにそこから山頂寄りには、長さ30~40m・巾20mぐらいいの、谷全体から成る大一枚岩（そこから水が流れ落ちている）がある。片寄宏氏によれば、そこからは違うようにしてでなければ山頂には登れない。

祭礼に町の代表で参詣するだけに止まっている。神官も参加しない。片寄宏氏によれば、尾根の頂上から50mぐらい北の地点にある石の小祠には、「文化……西村佐蔵」（江戸時代の川原村の住人）と刻まれている。祭礼の日には右の川原町の代表がこの小祠に神酒を獻じて礼拝する。

(4) 南北に長い上東川津町は、南から北に向かって順に上・中・下の三隣保組に分かれている。

(5) 下東川津町字中尾在住斎藤光正氏のご紹介による。記して感謝申し上げる。

(6) 『時代別国語大辞典 上代編』41ペ、昭和42年、東京。

(7) 嵩山の北東に接する。地図C・写真(1)a・(2)c。川原町ではこれを小渋山⁽⁹⁾と呼ぶ（片寄宏氏）が、東の新庄町では女嵩山⁽¹⁰⁾と呼び（新庄町在住古藤稻生氏八明治44年生▽）、『島根郡村誌』にも「女嵩山」と記している。『風土記』の「女岳山」の遺称であろう。この山を島根県教育委員会文化課松本岩雄・内田律雄氏より最初にお教え頂いた。お二人ともこれを『風土記』の「女岳山」とする説である。

四 川原町の布自枳美高山登山口と 福原町間の路程

第三章で明らかになった布自枳美高山の川原町の登山口ラを起点として、福原町の台地のほぼ中心に当たる「大門・小門の十字路」キを結ぶ旧道上に『風土記』の「七里二百一十歩」の地点を求めるこにする。

注(1) 島根県立図書館蔵、和本一冊。島根県編『島根郡村誌』、明治14年、松江。本書の閲覧について島根県立図書館より格別の高配に預ったことを記して感謝申し上げる。

(2) 松江市持田公民館のご紹介による。小草通男館長を初めとする館員の方々に厚く御礼申し上げる。

(3) 昭和62年現在では、川原町の区政の世話役6名が、毎年4月18日の

橋の三カ所と島根郡家を結ぶ江戸時代の道が『風土記』の里程数と一致するか否かによるので、今後の研究によらなければならぬ。

福原町と川原町を結ぶ文政4年地図の道は二種ある。一つは第3・5・7・10路線である。これは途中通る第5路線は藩制時代に敷設されたと考えられる「美保関街道」⁽²⁾である。また、私の実地調査から得た印象では、第7路線は第5路線から第7路線が分岐する地点の福原町字七本松一帯の人家と川原とを結ぶために出来た道と思われる。この二点により、現在の福原町の中心部と川原とを結ぶ風土記時代の道の候補からこれを除外することにする。

もう一つの文政4年地図の道は、第3・5・8路線である。これも、5の「美保関街道」を経由するし、前者よりもさらに遠回りとなる。この路線が川原と福原との主たる往還に用いられたことは聞いていない。第5路線から第8路線が分岐する地点は坂本町の「坂本下」に属しており、第8路線は坂本と川原間の往来に専ら使用されたものである。従って、これも福原町の中心部と川原とを連絡する風土記時代の道の候補から除外する。

そこで、右の二路線以外に求めると、さらに二つの道が候補に上がる。一つは福原「大門・小門の十字路」キより、第3・5・6・9・10路線である。これは第6・9・10路線が前述の明治の地図にあるので江戸時代に溯り得るし、前の二路線よりも短距離である。また、現在も福原の台地の南北にある中心的な人家部を徒步で結ぶ道として利用されている。けれども、途中短かい距離ではあるが、問題の美保関街道を経由するので、除外するのが無難と思う。風土記時代の福原の人家の立地状態は目下不明であるが、地図に見るよう福原町の人家の半数近くが台地の南方に集中したのは、風土記時代以降の可能性があるのではないかとも臆測される。

残るところは、大門・小門の十字路キより第3路線で南下し、途中字藏向ハからそのまま第4路線を下り、私がA論文(19ペ上段254行目)で風土記の「女岳山」入口とした地点(大谷入口)を通り、

第9・10路線で川原町の人家部に達する道である。途中の第10路線は「十郡絵図」(文政4年)に見える。

この第4路線の中途の、福原町の台地の南端附近フ地点には昭和59年12月に大量の柱穴が出土した「芝原遺跡」がある。⁽³⁾ 松江市教育委員会の研究では、風土記時代の建物跡とは限定できなかつたが、私は、時代を確定することはできなくても、この大きな建物群(東)と倉庫群(西)は庶民の建物ではあり得ないと思うから、何らかの公的施設がこの一帯にあつたものと考える。澄水山(『風土記』の毛志山)山麓中腹の虫野神社参道入口ニより始まり、大門・小門の十字路を経由し、さらにこの「芝原遺跡」に沿って直真ぐに南下する長い道(途中第4路線と分かれ国道附近まで達する点線の道がある)は、右述の字藏向ハから現在の人家部にカープして進む道よりも、何かしら計画的な性格を漠然と感ずる。

以上から、これまで挙げた三つの道よりは川原を結ぶ風土記時代の道の可能性が高いものと思う。特に、A論文(19ペ上段)において、「女岳山」の入口としたヘ地点から風土記の「三百卅歩」(409.4m)を実測したところ、丁度「芝原遺跡」の東80ロのヒ地点となつた。

かくして、川原町のラを起点として、第11・10・9・4・3路線上に『風土記』の七里二百一十歩(4115.96m)⁽⁴⁾ を巻尺で求めることにする。即ち、大門・小門の十字路キ地点は2704.47m(途中の川幅を含む。以下同じ)となるから、島根郡家の位置はキのさらに北もしくは東もしくは西1411.49m地点となる。北へ辿れば澄水山の山中になつてしまふし、東へ第1路線を辿ると松江市上本庄町川部の人家の裏山ア地点になつてしまう。西へ第1路線を辿れば、福原・坂本境の西851.84mのコ地点となる。これらはいずれも郡家の適地とは言えないと。

結局、川原町のラ地点は、福原町の中心部の台地からの布自积美高山登山口ではないことになる。

(注(1)) 第1路線が南北4.1mの距離を置いて第3路線に、クラーク型に交わっているので、正確には十字路ではなく、南北に並んだ二つのT字路である。A～C論文ではこの地点を目標として東から測ってきたので、A～C論文の「大門・小門の十字路」は東からの第1路線が第3路線に突き当たる、北の方のT字路を指している。そして、E論文では第1路線を西から測って来たので、西からの第1路線が第3路線に突き当たる、南の方のT字路を指している。本論文では第1路線を西から、第3路線を南から測るので、南の方のT字路を指す。

(2) 本章以下で取り上げる諸路線は左記の方々の現地案内での復元もしくは記録したものである。私の調査以後圃場整備等で消滅したものもあるので、地図に記入した路線は調査当時の案内者の記憶、もしくは現状として理解頂きたい。現地を案内下さった方々は主に松江市本庄公民館・持田公民館のご紹介による。江角昇・野津庄衛門前館長、安達惇・小草通男現館長を初め館員の方々に厚く御礼申し上げる。

第1路線 上本庄町：鈴木勇（△明治35年生△昭和59年6月6日）・

松本昭郎（△昭和2年生△昭和59年11月21日）・福原町：安達希健（△大正11年生△昭和59年11月29日）・坂本町：矢田重雄（△昭和6年生△昭和60年8月26日）・下東川津町：小山真（△大正11年生△昭和61年8月22日）・斎藤光正（△大正11年生△昭和62年8月18日）・上東川津町：井上幸雄（△大正8年生△昭和62年8月20日）

第2路線 福原町：岩成正信（△昭和12年生△昭和59年12月3日）

第3路線 福原町：安達希健（△昭和59年11月30日）・岩成正信（△昭和59年12月3日）・福田豊（△昭和4年生△昭和59年11月30日）・12月10日）

第4路線 福原町：岩成正信（△昭和59年12月3日）・昭和60年3月7日）

第5路線 福原町：岩成正信（△昭和60年3月7日）・坂本町：矢田重雄（△昭和60年8月27日）・下東川津町：小山真（△昭和61年8月22日）・佐々木廣（△東持田町在住。昭和4年生△昭和63年8月17日）・西川津町：足立最一（△明治42年生△昭和63年8月17日）

月31日。同日の測量補助：宮廻正雄△島根町大字大芦在住。大正13年生△）

第6路線 福原町：岩成正信（△昭和60年2月11日）
第7路線 同
63年8月11日）

第8路線 川原町：片寄宏（△大正14年生△昭和62年8月12日）・昭和63年8月11日）

第9路線 第6路線に同じ。
川原町：片寄宏（△昭和62年8月12日）

第10路線 同
川原町：片寄宏（△昭和62年8月12日）

第11路線 同
上東川津町：井上幸雄（△昭和62年8月20日）・石橋景弘（△松江市手角町在住。昭和3年生△昭和62年8月10日）

第12路線 同
上東川津町：旧道は現存しているので、町外の方であるが右の石橋景弘氏にお手伝い頂き昭和62年8月10日に測量した。

第13路線 同
上東川津町：井上幸雄（△昭和62年8月20日）・石橋景弘（△松江市手角町在住。昭和3年生△昭和62年8月10日）

（3） 島根県立図書館蔵。この地図は私のこの一連の研究にとって最も基本的な資料の一つとして活用させて頂いている。同図書館に厚く御礼申し上げる。

（4） 松江市道路管理課所管。同課には、昭和59年5月以来今日に至るまで、絶えずご支援を賜っている。鳥田要課長を初めとする課員の方々ご一同に厚く御礼申し上げる次第である。

（5） 島根県立風土記の丘資料館の平野芳英氏にご調査をお願いしたところ、松江市固定資産税課所管の地図では福原村のみが製作年月を欠いており、隣村の川原村・坂本村が明治22年である。その他の村も明治22年製作であるから、福原村の地図も明治22年製作と判断できると思う。平野氏のご調査に感謝申し上げる。

（6） 松江市固定資産税課所管。同課より「切図」の閲覧に関し格別のご配慮を賜った。日高稔夫課長と課員の方々、並びに同課を紹介下さいた岡崎雄二郎文化係長に厚く御礼申し上げる。

（7） 美保関街道（地図第5路線）の建設は江戸時代であると地元で聞い

たので、その正確な時代の史料の有無について島根県立図書館郷土資料室の北村久美子氏にご調査を頼いたところ、これに関連する史料は見つからない、とのお答えであった。

私の実地調査では、普通この地方の旧道の幅が最大一間（六尺三寸らしい）であるのに対し、第5路線は坂本町のマ地点より下東川津町納佐のサ附近一帯に現存している区間で幅約2.5mほどもあり、初めてこれを見た時には驚いたものである。納佐在住の小山真氏（大正11年生）によれば、この道を「大道」と地元では呼んでいる。そして、道幅は昔のまま変わっていないことであるから、幅は一間半である。この美保関街道は西に進み西川津町の住宅街に入ると消滅する。足立辰一氏（西川津町字大内谷^{オカニヤマ}ヘメ▽在住。明治42年生）によれば、道幅はさらに広くなり、モ地点で消滅前は二間もあったという。開通に関する文献史料は入手できなかつたけれども、この道の延長が松江城の北堀に達することと、道幅がこの地方では破格であることからして、その多くは藩制時代に新たに建設もしくは拡幅されたものと推定する。

(8) 松江市教育委員会『芝原遺跡』、昭和61年、松江。

本報告書によると、二群の建物のうちの東群の建物（建物群）は、「古墳時代の流れをくむ建物が一部にみられることがら最も古い段階の建物群であろうと思われ」（32頁）、西群の建物（倉庫群）は「2時期に分かれ、（中略……服部）新しい要素もある反面（中略……服部）それほど新しいものでもないような感じもする。（中略……服部）一応現段階では奈良以降のもの」（32頁）と見ている。そして、東群の建物の東に接して掘られた南北約60mの大溝は「西暦8世紀中、後半から9世紀代の頃に存続していた」とする。

結局、「現段階では、官衙的な施設の一部又は豪族の居館跡のいづれかであろうということしかいえない。」というのが結論である。内田律雄氏は、右の二群の建物跡について、「島根郡家に關係するものであれば、正倉とその管理棟であった可能性がある。」とせられる（第二章注(2)書19頁）。

(9) A論文以来、天平尺の一尺は29.6999m、一歩六尺▽は1.7818m、

一里八三〇〇歩▽は534.54mで計算している。小数点以下を四桁まで出しているのは、今から考えると、厳密を期せんとするが余り神経質になりすぎていたと思う。この尺度の問題は機会を改めて論じたい。

(10) 『風土記』が示す山への距離は、その山の登山口を示すものが多いようで、加藤義成氏の説（『出雲國風土記における山野の認識』『古事記年報』22号144頁、古事記学会、昭和55年1月、市川）は、私の現在の調査段階においては首肯できそうである。しかし、明確な「登山口の地点」ではなく、「山裾」までを示した可能性は全くないとまでは目下のところ断言できないので、今後の調査結果を待ちたい。

島根郡家福原説が完全に証明された上で明らかになることであるが、A論文の結果では、墓野山と女岳山は正しく「登山口」、大倉山は「登山口」であると同時に「山裾」でもある。毛志山の場合は「山裾（の途中）」とも言うべき場所で、右の山々や本論文で明らかとなる布自枳美嵩山の「登山口」の如き明瞭な地形的特色が（少なくとも現在の景観上では）ない。島根郡家の北限が発掘で明らかになれば、この点は解明されるであろう。

五 川原町の布自枳美嵩登山口と納佐間の路程

前章の路程では島根郡家の地は福原町内とはならなかつた。そこで、同じ川原町の登山口を起点として、既説の下東川津町納佐（三）までの古道上に『風土記』の距離を求めたらどうなるだろうか。納佐の「コショヨベ」という家号の家（ミの西に接する。現当主は和田重一郎氏）附近に朝山皓氏は郡家の地があつたとする（私はB論文でこれを否定）ので、E論文と同じく、納佐の人家近くの広い水田の中の、第1路線と第5路線が交叉する、サを川原町からの目標地点とする。

川原から納佐を結ぶ主要道は次の如くである。片寄宏氏が昭和8年より、自宅から納佐の西の地図ム持田小学校（現持田公民館）に通学

された際には、行きは第8路線で坂本町に出、それから先は第5路線の南に平行して走る旧県道（現国道41号線）を利用された。帰りは納佐サから第1路線で南に下り、中尾シから東折し、第12・8路線で帰宅された。往路の方が道も良く若干近道となるので登校時に利用されただのである。

風土記時代を考えると、「往路」の道は、途中の旧県道は明治時代の建設であるし、その北に並行している第5路線も前章で述べたように藩制時代に作られた可能性が高いので除外せねばならない。従つて、残るは「帰路」の道しかない。昭和12年頃から右の旧県道の拡巾工事が開始された際、松江市内の高等小学校に自転車通学（昭和13・14年）しておられた片寄宏氏は、美保関街道（第5路線）を通らずに右の「帰路」の道を利用された。また、当時川原の人々は松江市街地にリヤカーや大八車で屎尿の汲み取りに岡山町を出ていたが、県道工事中には片寄氏の「帰路」の道を通行した。片寄氏も父親の手伝いで大八車の後押しがしてこの道を通ったことがあるので良く覚えておられるが、ガタガタ道のため、県道を通る時よりも荷を半分に減らす必要があつたといふ。

以上から嵩山の川原町登山口ラを起点とし、第11・8・12・1路線上に七里二百一十歩の地点を求める、納佐サで2605.93mとなるから、島根郡家の位置は、サよりもさらに1510.03m先となる。従つて、川原町の登山口ラを布自枳美高山の登山口とすると、納佐説もまた成立しない。一体に、納佐から川原ラ地点の方角は東南であるから、「正南」とする『風土記』とは、福原町の場合と異なり方角の上でも合致しない。

注(1) 朝山皓『出雲國風土記』に於ける地理上の諸問題、平泉澄監修『出雲國風土記の研究』42ペ、出雲大社御遷宮奉賛会発行、昭和28年、大社町。

六 上東川津町の布自枳美高山登山口

以上の結果、川原町ラとは別に布自枳美高山の登山口を求めなければならない。福原と納佐の南方では、川原町の外には上東川津町以外に候補地はない。上東川津町内の嵩山山麓は、松江市法吉町・菅田町の淞北台団地、比津町の比津が丘団地の如き、谷を埋め（前者）山を削る（後者）などして一変させ、元の地形を推定的に復元することも不可能となるような大工事は行なわれていないから、現在並びに近い過去における登山口を探し出せば、風土記時代の登山口を比定するようがとなるものと考えられる。

上東川津町在住の井上幸雄氏（大正8年生）によると、同町には昔から四つの登山口があった。このうち二つが現在では廃れ、二つが今では利用されている。これらを南から挙げると、

① 上東川津町字紙谷のヰ地点（安部喜郎氏宅前）。この道は途中で次の②の登山道と口の尾根（字保田谷）で合流する。地図の上ではヰより一直線で頂上に登り得るかのように見えるが、途中から急斜面となるため実際には登れないし、昔もそのような道は存在しなかつた。この道は②の道よりも短距離ではあったが、頂上の布自伎弥社に参拝するために、近くの「上組」（上東川津町字紙谷・南家ハツ）の氏子のみが利用した。この道は町内他の組の者も、また町外から参詣する者もめったに利用しなかつた。

② 上東川津町字真上のレ地点。水田の中を通る旧道が山裾の斜面で行き止まりとなつて急な坂道の始まる地点である。ここからは「中組」（字真上・字中田・字木下）の氏子が登ったほか、村外からの参拝者のほとんど總てが登った。昔も今も四つの登山口の中で最も主要なものである。現在でも他の二つの登山口が廃れたのに對し、これは今でも相当利用されている。ここからだと保田谷の尾根伝いに直接山頂に到達できるからであろう。私も実際に

こゝから登ったが、この登山口の近くには他の登山口はない。巨
大な石燈籠があり、レより47m登った地点には①③④の道にはな
い木製の鳥居がある。道巾も広い所では2mもある、綺麗に整
備された道は、布自伎弥社の「表参道」である」とを良く示して
いる。

③ 上東川津町字彦原のタ地点。西宗寺の東裏にあって、②と異な
り、こゝからは直接山頂には向えない。一旦北に続いた支峰(297.
8m)に登り、そこで川原町のラ地点から登って来た山道と合流
して頂上に至る。こゝは「中組」の者は利用せず、「下組」(字彦
原・字門戸)のうちの字彦原の氏子が戦前まで盛んに利用し、ま
た、ごく稀に下東川津町字納佐と字中尾の氏子も利用した。しか
し、敗戦後は放置され、現在では使用されていない。

④ 上東川津町字門戸のソ地点。第1路線のセ地点(字陣場)より
門戸の人家を通過し、ソから右の支峰に登り、川原からの道と合
流して頂上に至る。この登山口は「下組」のうちの字門戸の氏子
と、下東川津町字中尾・字納佐の氏子が今も利用している。
以上の四つの登山口からの道は、敗戦まで10月13日の布自伎弥社祭
礼に先き立ち、同社の氏子(現在の上・下東川津町。昭和63年現在で
132戸)が各々利用する道を清掃した。今では②④を清掃するのみで、
③は述べた通り廃道となり、①も近年近くに遊歩道ができる車で山頂
附近まで上れるようになったことから、荒れるに任せている。
これら四つの登山口は主にその近くの住民が利用したものであるか
ら(風土記時代の人家の分布が今日のようなものであったかどうかは
無論断言できないけれども)、相当古きに溯るものと考えて良いと思
う。

従つて、本来はこれら四地点の縁でを起点として計測しなければな
らないところであるが、③については途中の第1路線チ地点(西宗寺
参道入口)、④については途中の第1路線セ(字陣場)までしか実測
していない。しかし、③は登山口タ地点とチとの間はさして離れてい

ないし、④のソ地点も、チまでの距離でおよその見通しがつくるので、
改めて実測する必要はないと思う。

注(1) 下東川津町字中尾在住斎藤光正氏の紹介による」とを記して感謝
申し上げる。本章の登山口については昭和62年8月20日・23日に井上
幸雄氏から伺ったところを総合して記した。

(2) 文化庁編『全国遺跡地図32島根県』によれば、登山ロソ附近に「嵩
山麓遺跡」(散布地)、登山ロタ附近に「西宗寺古墳」、登山ロソ附近
に「向屋敷横穴群」があるので、②~④登山口附近に風土記時代人家
がなかつたとは言えないと想される。

七 上東川津町の布自枳美高山登山口

納佐間の路程

上東川津町内の現在と近い過去の登山口が明らかになったので、こ
れらの地点を起点として納佐サに向かって『風土記』の七里二百一十
歩(4115.96m)を積算してみる。

まず最初に一番近い前章④のソ地点に代り、第1路線上のセ(字陣
場)から測ると、納佐サでは1153.28mだから、ソは納佐からの『風
土記』の示す登山口(もしくは山麓)とはなり得ない。

次に前章③のタ地点に代り、第1路線上のチから測ると、納佐サで
1469.6mだから、タも納佐からの登山口とはならない。

次に代表的な②のレ地点(字真上)からは、納佐サで1910.76mで

あるから、これも可能性は全くない。

最後に一番遠い①のキ地点から第15・1路線上を測ると、納佐サで
2461.62mとなるから、島根郡家は納佐サの先1654.34mの地点とな
る。

かくして、上東川津町内のどの登山口を採用しても、納佐説は成り
立たないことが明らかとなった。

山本清氏は納佐説を採用しながらも、福原説も捨て切れないと思われる。納佐説を採用した場合、布自枳美高山の入口を現在のレ地點にすると、『風土記』の距離では右の如く長すぎてしまうからである。これについて山本氏は、布自枳美高山の場合のみ頂上の峰までの距離を示したという可能性もあるのではないか、という一案を私にお示しになった（昭和59年4月3日私的ご教示）。

そこで、後の附説で詳細は述べる予定であるが、「中組」の登山口より第14路線を頂上の布自枳弥社拝殿までを巻尺で測ってみた。その結果、納佐サと嵩山頂上の間は350.97mとなつた。『風土記』の方が608.0mも長くなり、彼我の誤差を勘案してもこの差は説明できない。結局、「正南七里二百一十歩」は納佐からの距離を示したものではないことになる。

注(1) 山本清「出雲國と島根郡」『川津郷土誌』131～137頁、川津郷土誌編修委員会、松江市川津公民館、昭和57年、松江。

八 上東川津町の布自枳美高山登山口と 福原町間の路程—第1路線経由

次に、上東川津町の四つの登山口から福原町の大門・小門の十字路キに向かって積算する。A～E論文以来、島根郡家と南の朝酌渡を結ぶ「通道」は、地図の第1路線が最も可能性が高いと考えてきたので、本章では第1路線上の計算を示し、次章において川原町経由の路線を検討することにする。

まず、一番近い第1路線上のせからだと大門・小門の十字路の東486.03mのエ地点となる。福原町と上本庄町（川部）境から136.42m福原町内に入った場所である。ここは、A論文以来郡家の立地条件の適地としている大門・小門の十字路を中心とする台地からは、彼我の誤差を考慮に入れても離れすぎである。セは嵩山の登山口ソではない

ので、ソに代わりうる次のチの結果を見なければならない。

次に第1路線上の西宗寺参道入口チ地点を起点にすると、大門・小門の十字路の東169.67mカ地点となる。これは、福原町の台地を流れる福原川（地元では「大川」と呼ぶ）の右岸の西1.73mで、丁度台地の中に落ち着く。若干の誤差を認めれば大門・小門の十字路に一層近くづく。

最後に一番遠い登山口ヰ地点を起点にすると、大門・小門の十字路の西271.45mク地点となる。ここは福原町の台地の西側の緩い斜面の中腹に当たり、台地の中心部からはややはざれる。しかし若干の誤差を認めれば、台上に落ち着く。

この坂本中の台地を「相当の広さ（中略……服部）を要したと見られている郡家の土地としては狭い『旧稿』（A論文を指す：服部）で諸方面からの道が収束した福原町の台地の好条件とは比較にならない。」と候補地からはずした。

結局、第1路線上の場合はチ地点を起点とすると、大門・小門の十字路に最も近くなるが、チは登山口タそのものではない。タ・チ間は100m余り離れているから、登山口タを起点とした場合には大門・小門の十字路の東60～70mの地点になるものと推定される。従つて、この場合合は台地の中心となる。これに較べると、「中組」の登山口レは右の如く台地の中心部からはややはざれる。しかしながら、それでも前章の納佐説よりは遙かに福原説にとって有利な結果となる。

注(1) 松江市教育委員会『松江市北東部遺跡分布(2)』2頁、昭和60年、松江。

九

上東川津町の布自枳美高山登山口と

福原町間の路程—川原町経由

今度は川原町経由の路線で計算する。論の運び方の都合で、取り上げる起点の順序を前章とは変える。

まず一番近い第1路線上のセを起点として、第1・12・10・9・4・3路線上で計算すると、『風土記』の位置は大門・小門の十字路の北606.39m、即ち、第3路線の突き当たる虫野神社参道入口の南2.5mのニ地点となってしまう。同十字路から東に向かうとすると、第1路線を東に602.29m進んだウ地点となる。ここは福原町と上本庄町の境から20.16m西の福原側に入った地点であり、台地からは離れすぎである。

次に一番遠い登山口キ地点を起点とすると、大門・小門の十字路の南701.95mで、第4路線が福原の南の山に突き当たる「大谷入口」へ地点（A論文の女岳山入口）から西へ142.58m進んだホ地点である。ホは福原町内に入っているが、山の迫まった場所で、郡家の適地ではない。

次にチを起点にすると、大門・小門の十字路の北290.03mのス地点である。ここは澄水山の山裾の緩やかな坂道の途中である。十字路を第1路線で東折すると、十字路（南のT字路）の東285.93mのオ地点となり、かろうじて台地のはずれに落ち着く。チは登山口タではないから、前章12ペ下段21～22行目の如くタ・チ間の100m余りを見込めば、大門・小門の十字路の、北もしくは東160～170mの地点となるから、台地の中心に入る。

最後に「中組」のレを起点にすると、大門・小門の十字路の南1.5mのノ地点となり、これも丁度台地の中心部に落ち着く。こことは、『考証』が島根郡家を「福原の長慶寺の辺」とする、その長慶寺（地図ノの記号の北）の参道入口（写真(1-f)）、南2.0・8.3mの

地点である。

十 結 論

右の第八・九章の結果、第1路線を経由する道と川原町内を経由する道のいずれを採用しても、上東川津町の嵩山の登山口タもしくはレを起点とする時、島根郡家の位置は福原町の大門・小門を中心とする台地の中心部かその附近となることが明らかとなつた。従つて、私のA・B・C・E（DはA～Cの補正）論文の福原説が本論文によつてさらに一層補強されることになる。

タ地点を布自枳美高山の登山口（同時に「麓」でもある）とする時に第1路線を経由すると、川原町を経由するよりも一層大門・小門の十字路に接近する訳であるが、タヒレとではどちらが風土記時代の登山口としての可能性が大きいだろうか。福原と近隣の村に住む方々の経験を参考にして検討してみる。

即ち、上本庄町川部イに住む鈴木勇氏（明治35年生）によれば、今次の戦争中、出征兵士を出した家の者は自分の村の周辺の神社のほか松江市近郊の神社を巡拝する「百社参り」を昭和13年頃から（昭和12年頃から徵兵が盛んとなつたため）行ない、武運長久（実際は「無事に帰るよう」）という願いである。：服部）を祈つた。嵩山の布自伎弥社は「軍の神さん」（『風土記』が祭神を須佐能烏命の御子「都留支日子命」とすることによるものであろう。頂上に烽のあつたことから軍事に関わる神が鎮座すると考えたのであろうか。……服部）ということで、特に盛んに参拝した。上本庄町や本庄町から頂上に登る道は、新庄町（A）の久良弥神社（B）に参拝し、その谷道を利用した（昭和63年6月30日調査）。

鈴木勇氏のご経験では、谷の細い道で、登頂者と下山者との「道譲

注(1) 後藤氏「はじめに」注(2) 書88頁。

り」で大変だった、というから、この道は第六章の②に紹介した上東川津町レからの「表参道」とは異なり、主要な道ではなかったことが判る。「百社参り」は途中の村々の氏神にも参拝するものであるから、この道は頂上まで上本庄町からは若干近く、久良弥神社を経由する便宜の道であったものと解される。従って、新庄町からの登山道はこの場合の参考にはならないと思う。

そこで、福原町内の「嵩山参り」の経験者にお尋ねした。小谷茂夫氏（明治43年生）は、昭和55年か56年頃、嵩山に中国電力の送電線の鉄塔工事が行なわれたのを機会に頂上に登った時には川原町の登山口を利用した、と言われる。しかし、これは例外で、通常は福原町の人々は、上東川津町のレから登ったという。小谷氏が昭和7年頃家族と福原町内の友人（故福田秀夫氏△明治44年生△・故福田幸正氏△大正2年生△ほか）と登られた時は、第5路線の南に並行して走る現在の国道を西進し、下東川津町宇納佐で南に折れ、第1路線でレに至り、第14路線で登頂された。

同じく福原町在住の安達末信氏（大正11年生）も昭和7年頃「嵩山参り」をされたが、やはり上東川津町レの登山口からであった。そして、福原からレまでの道は右の小谷茂夫氏のそれと同じであった（以上、昭和63年7月25日調査）。

このような結果であり、また上東川津町の登山口タは、この附近の人々の人々が専ら利用し、現在では荒れ果てて代りにレを利用しているところからすると、往古も布自枳美高山の主要な登山口はレであった可能性が最も大きいと思う。特にレは国府に通ずる第1路線からは一番近く、烽の管理等に便宜が良い。第六章注②の如く「散布地」もある。従って、レを起点とする時、七里二百一十歩地点は、第1路線を経由した場合よりも、第1・12・10・9・4・3路線を経由した場合の方が、郡家としての適地のノに落ち着くことになる。注目すべきは、このノ地点より直線で東南約100mのナ地点（写真①eの左）から、昭和62年4月以降に新たな柱穴が出土し（写真④・⑤）、ナから東に直

線で約30mの福原川右岸ト地点からは昭和62年8月に墨書土器と硯が出土した。²⁾

ナの南約70mから出土した「芝原遺跡」³⁾に引き続きこの発掘を担当しておられる松江市教育委員会社会教育課の岡崎雄二郎氏によれば、ナの柱穴は三棟の建物で、時代を確定することはできないが、南北の芝原遺跡の建物と同じ頃（8世紀中頃から9世紀代）ではないか、とせられる。

その東方から出土した墨書土器は三点で、一つは「美」と読め（写真⑥）、一つは「恩」か「鬼」もしくは「恩」、一つは「口」の如き文字である。これらも時代は厳密には確定できぬが、同様に8世紀中頃から9世紀代のものであろうとせられる。岡崎氏は墨書土器と硯が出土したことから、これらの建物を官衙の一部とする説が強まつたとは思うが、まだ郡家の中心的建物は発掘されていないため、島根郡家の建物とは断定できない、と言われる（昭和63年7月22日私的ご教示）。

この新たな建物跡や墨書土器・硯の出土地点は、本論文の川原町経由の旧道上に落ち着いた、ノ地点に近いことは興味深い。そればかりでなく、右の出土地点は、A論文で松江市長海町内の枕木山（『風土記』の大倉山）登山口（A論文地図△地点）を起点として島根郡家との距離「九里一百八十步」（5131.58m）を測った時に落ち着く、福原町内の第2路線上のテ地点（A論文の第5路線上のU地点に同じ）。即ち、福原川を渡って西南へ9.98m）にも非常に接近している。かように、福原説は考古学的研究からはまだ決定的には裏づけられないが、私は本論文によつて、都合四度福原説を探ることになった。従つて、『考証』の説（但し、具体的な道筋については触れていない）をほぼ実証したと言えそうである。この場合、布自枳美高山への七里二百一十歩は、島根郡家から「正南」の方向に最短距離で達する川原町内の嵩山登山口、もしくは山麓を示したものではなく、遙かに離れた上東川津町の嵩山西麓の登山口レまでの距離を示していることになる。

そして、私はこれまで『風土記』の島根郡家から朝酌渡に向かう「通道」を、第1路線が最も有力と考えたけれども、本論文によつて川原町経由の第3・4・9・10・12・1路線も今後は有力な候補として取り上げてゆかねばならないことが判つた。

その他、『風土記』の示す方位には非常に興味深い点が多くある。⁽⁵⁾

上東川津町の嵩山登山口は福原町の大門・小門の十字路附近からは南南西に当たり「正南」ではない。写真(1)bの如く嵩山山頂部が丁度「正南」に当る。従つて、この場合は登山口への方位ではなく、郡家から嵩山の見える方位を示した可能性の方が遙かに高い」と述べた

(A論文17ペ下段9～17行目)通りになる。よつて、加藤義成氏の

「登山口を目標として郡家からの方位」を示すとする説はこの場合成立する可能性は低いと思う。

なお、私は第一章3ペ下段26行目以下で、布自枳美高山の「周囲を『二十里』とすべきか、『一十里』とすべきかは、諸本の校合だけでは解決できない。(中略)本論文の考察の過程でいずれを採用すべきか、ある程度の見通しが得られると思う。」と予告した。即ち、川原町内の地図第12路線と第8路線の接するヤ地点より、下東川津町字中尾シ地点を経由し、上東川津町字紙谷の登山口キまでの道のりの実測値が2921.39m(五里一百三十九歩にあたる)であることから推定すると、「二十里」を採用すべきことは明らかである。

注(1) 「百社参り」は鈴木勇氏の住まわれる上本庄町に限らず、この地方

一帯に広く行なわれた。詳しい調査はしていないが、島根半島だけではなく、島根県や他県でも流行したと思われる。上本庄町の北方の山を越えた美保関町大字千酌在住の松本英代氏(大正14年生)も、千酌から同じ村内の女性達と一緒に立って松江市近郊まで「百社参り」に出かけた経験をお持ちである。

(2) この墨書き器と硯は実際はト地点より若干西南の水田より出土した。しかし、これらはその水田の所有者がト地点から運搬した泥の中

から出たものなので、本来の出土地点はト地点であったろう、と岡崎雄二郎氏はせられる。

ト地点(正式の発掘調査の整理記号をSAX-1地点という)は、昭和59年以来の圃場整備以前の福原川旧河道の右岸にある「直径20mぐらいいの半円径(西にカーブする)をなす落ち込み」である。この落ち込みは「川岸」のようであるけれども、自然の川岸ではなく、「人為的な印象を受ける」性格のものである、と岡崎氏は言われる。

(3) これらの土器のうち、「恩」「鬼」「恩」の如く読めるものは9世紀中頃であろう、と岡崎氏はせられる(昭和63年10月23日私のご教示)。

(4) 「はじめに」注(2)書110ペ

(5) 「風土記」の記す島根郡野浪浜の「東」の実際の方位は北である。これは野浪浜の湾が北西に向かって大きく90度湾曲しているために起ころう錯覚に基づいている。秋鹿郡恵曇浜の方位も同様である(拙稿『出雲國風土記』島根郡『野浪濱』の考察)『風土記研究』創刊号50～51ペ、風土記研究会、昭和60年10月、社町)。また、島根郡瀬埼成は福原からは「北」に近いが、『風土記』は「東北」と記している。これは、「東北に当たる千酌駿家を経由する道を利用するため」ではないかとも思われる(C論文63ペ下段28行目～64ペ下段1行目)。また、北北西に当たる加賀郷(の郷序?)を「北西」と記すのもおおよそその方角を示したとも考えられるが、一方、「北西の方向を経由する迂回路を利用するため」ではないかとも目下のところ推測している(C論文63ペ下段14行目～22行目)。

(6) 加藤義成氏第四章注(10)論文144ペ。

附 説 『出雲國風土記』の山の「高さ」

は、「登山道の長さ」ではない

「布自枳美高山への路程の問題の検討が終つたので、最後にこの山の「高二百七十丈」を取り上げることにする。

後藤藏四郎氏はこれを「麓から其の坂路の長さである」とする。

嵩山の標高が325.2m（松江市道路管理課所管 5千分の1「松江市基本平面図」）であるのに対し、『風土記』が801.82mと倍以上の数値であるからである。後藤氏は、大原郡高麻山の「高1百丈」についても「坂路の長さである。」としている。

この説は加藤義成氏に影響を与え、加藤氏も意宇郡神名樋野について「高八十丈⁽²⁾」⁽³⁾は登山路の長さであって、標高一七一四の一・四倍も長い理由も領ける」とせられた。のみならず、『風土記』意宇郡宍道郷の、大穴持命の追った猪とその猪を追った犬が化したという石（現「石宮神社」所在）を加藤氏が実測したところ、『風土記』の示す石の「高さ」が地表からの垂直な長さではなく、地表から石の面に沿って石の頂上まで測った長さに一致した、という結果をも根拠としつつ、『風土記』が山の垂直な高さではなく登山道の長さを示しているのは、登山口までの路程と同様に実用目的によるものであって、「出雲古代の計測法があくまでも即物的実践的であった」とことによると、させられ、『風土記』獨得の計測法の存在にまで及んでおられる。

果して、後藤説とこれをさらに発展させた加藤説は妥当であろうか。特に出雲国特有の計測法が存在するという加藤説は、A論文以来『風土記』の数値を取り扱ってきている私には、見逃すことのできないところである。

そこで、小学生の時に上東川津町レの登山口から頂上まで登った経験を持つ、松江市手角町在住の石橋景弘氏（昭和3年生）の「案内により、レ地点から頂上（標高点に近い布自伎弥社拝殿の正面縁長押中央を終点とする）までの登山道の長さを巻尺で測ってみた（昭和62年8月10日調査）。その結果は、1597.2mであり、二百七十丈の倍近い数値となる。彼の誤差を考慮しても大差であるから、後藤説とこれを継承した加藤説は成立しない。

登山道の長さではないことが明らかになつたので、別の計り方はないものか考えてみた。即ち、道のない山の斜面を、できるだけ一直線になるように最短距離で山裾に下り、登山口から頂上までを結んだ距

離を示している可能性はないだろうか。同日頂上からの帰途、頂上のワから点線（第13路線の延長）のコースでル・リを経由し、第13・14路線でもとの登山口レまでを計ってみた。その結果は1297.25mで、右の登山道の長さよりも299.95m短くなるだけであるから、この計り方でも『風土記』の数とは一致しない。

次に、右の如き登山口と山頂までの長さではなく、頂上と山裾の間の山腹を一直線に結んだ距離を示している、という可能性はないだろうか。登山口レ附近で最も短距離になるのは右の点線のコースだけである。このコースの中で「山裾」と感する場所を山頂から下りながら探すと、ルドリの二地点があつた。即ち、ルは斜面が本格的に急になり始める地点である。しかし、ル地点よりも下にも緩い傾斜が続いている。もう一つのリ地点は、ここから山道の痕跡が現われ、傾斜はほとんどなくなり、平坦に近く感ずる場所である。

まず、ルと頂上ワとの距離は833.4mであつて、『風土記』よりも81.58m過剰となる。次にリと頂上ワとの距離は994.15mで、『風土記』よりも192.33m過剰となる。短距離間での一割もしくは二割の誤差は大きすぎるのや、『風土記』が山頂から山裾までの山腹の長さを（直線に近くなるように）可能な限り短距離で計った、という可能性もほとんどない。従つて、右述の加藤氏の、「即物的実践的」・「出雲古代の計測法」説も再考の余地が生ずる。

一体に軍事訓練⁽⁶⁾などの特別な修練の経験のない者にとって、目測といふものは非常に難しいものである。まして、正確な目標物なしに海上の島や山の高さを目測すれば、極めて不確実なものとなる筈である。今次の大戦中戦艦「日向」の乗組員であった石橋政夫氏（八束郡島根町大字加賀在住。大正14年生）によると、海上での目測の際には、あらかじめ、判っている自軍の軍艦の総高を目標とし、これと比較することで附近の島の高さを割り出した。そのような目標物がない時には、海上に浮かぶ島は高いようにも低いようにも見え、目測は不可能であつた、という（昭和59年10月5日）教示）。従つて、正確な目

標物のない、大空を背景にしての山の高さの目測も海上と同様に極めて困難なことである。

以上から、布自枳美高山の高さに実際の標高と大幅な差があるのは、『風土記』が目測か想像によって記しているのが原因であると思う。即ち、私はE論文において次のように述べた。

道路の長さに関してはA論文以来の研究の結果、『風土記』の

数値はかなり信憑性の高いものであることが明らかになりつつあるように思われるが、それ以外の数値の精度に関しては疑わしい

事例が出てきている（未発表）。（23ペ10行目～11行目）

この「未発表の疑わしい事例」とは、布自枳美高山の「高さ」のことである。「二百七十丈」がかりに「一百七十丈」の誤写としても、一

百七十丈は458.47mで標高の325.2mとは大差が出るから、数字の疎

略さには変りがない。そして、後藤氏注（2）書の如く、「高麻山」

（加藤氏『参究』448頁によれば標高196.3m）が標高よりも高い「一百

丈」（296.69m）であること、加藤氏注（3）論文の如く「神名樋野」

が「標高一七一.三の一・四倍」の高さである」とからして、他の山の高さの数値も多くの場合は相当不正確なものと推測される。

さらに、右の「結論」に示した布自枳美高山の「周二十里」も、その端数のない大きな数字からして、「想像による数値」と考えられる。

以上から、目下事例は僅かであるが、少なくとも山の高さや周囲に関する事例は、『風土記』の数値は相当疎略なものがある、ということが明らかとなつた。

注（1）後藤氏「はじめに」注（2書）110頁。

（2）同右書349頁。

（3）加藤義成「出雲國風土記における山野の認識」『古事記年報』22号

141頁、古事記学会、昭和55年、市川。

（4）加藤氏同右論文145頁。

（5）本庄公民館のご紹介による。江角昇前館長に御礼申し上げる。

（6）山本清氏のご教示によれば、軍事教練においては、遠方の人間が何回に見えればそこまでの距離は何m、という考え方を教えられ、遠距離の場合は弾道が下がるから、それによって小銃の照準を調節した。（昭和59年4月3日私的ご教示）

（7）意宇郡・島根郡・大原郡において「山の高さの数値の疎略さが、共通している」ところからすると、実測の困難な山の高度（周囲も？）については「およその数を記せば良い」という各郡に共通した編纂方針があった可能性がある。但し、山の高さ（や周囲）のことであるから、正確な実測を各郡がなし得なかつたため、結果的に共通しているということも考えられる。この点については、もっと調査を進めなければより明確なことは言えないと思う。

追記

新聞報道「松江・芝原遺跡『島根郡家

跡説』確實に」と松江市教育委員会の

所説ほか

本論文を昭和63年9月30日に脱稿した後、昭和63年10月18日刊の山陰中央新報で「松江・芝原遺跡『島根郡家跡説』確實に」という記事が掲載され、

地元の沢山の方々よりこの中央新報ほか、朝日・読売毎日・サンケイの切り抜きを相次いでお送り頂いた。諸氏のご好意に厚く御礼申上げる次第である。

これらの記事によると、昭和62年4月以降発掘を始めた、昭和59年度発掘の「芝原遺跡」（本論文第四章、7ペ下段3行目以降）の続きの遺跡（地図ナ。名称は引き続き「芝原遺跡」とする。）といふ。「結論」14ペ上段27行目以降参照）から、「結論」で紹介した墨書き土器以外にも、「校尉」・「出雲」と記した墨書き土器が新たに出土したという。この「校尉」は律令制の軍團に所属する、200名の兵を率いる軍人の職名であることから、従来の芝原遺跡と後に出土した新たな芝原遺跡は、島根郡家跡であることが「ほぼ確実」（松江市教委）になつたといふ。

本論文を私は今回の新たな墨書き土器の出土する以前の、まだ考古学的には福原説が完全に裏付けられていない時点で執筆し終えた。しかし、昭和63年

10月18日の段階で「ほぼ確実」になったのであれば、第四章7ペ下段4行目以降の『芝原遺跡』が（中略……服部）松江市教育委員会の研究では、風土記時代の建物跡とは限定できなかつたが云々、「結論」14ペ下段13行目以下、「(新しい)『芝原遺跡』は……服部）まだ郡家の中心的建物は発掘されていないため、島根郡家の建物とは断定できない云々、同じく「結論」14ペ下段22行目以降「かよう」に、福原説は考古学的研究からまだ決定的に裏づけられていないが云々など書き改める必要が出てきた。特に「結論」14ペ下段24行目以降の部分において、私は「従つて、『考証』の説を（中略……服部）ほぼ実証したと言えそうだ」と慎重な表現を採っているが、ここなどは「完全に証明できた」の如く、古代研究では珍しく積極的な表現をすることが可能となる説で、個人的には深い感慨を覚える。

しかし、既に書き上げた本論文を全体的に書き直すには投稿の締切りが迫まっているし、新たな墨書土器とこれに伴なう他の遺物や、新たな建物柱穴群の正式な字間的報告書が刊行されていない段階にあるから、そのままにしておくことにする。

新たな墨書土器について、この発掘の中心者である岡崎雄二郎氏（松江市教育委員会社会教育課文化係長）の口頭によるご教示と、その後に地元の専門家のご意見を以下に記すこととする。

本論文の「結論」で服部が紹介した三点の墨書土器は昭和62年8月に出土したもので、今回の新聞報道の「校尉」・「出雲」の墨書土器は63年9月から10月にかけて出土した。出土地点は前者の三点と同じく、地図上地点（SX-101）である。時代は8世紀後半から9世紀初頭に当たるものと思われる。郡家での儀礼などに使用され川に捨てられたものではないか。この土器以外にも、同じ地点から、漆塗りの椀・しゃもじ・柄杓・曲げ物・木製櫛（上等な品ではない）・鉄製短刀も出土しており、これらはおよそ奈良時代から平安時代のものと推定される。

「校尉」は軍団の職名だが、山本清氏（島根大学名誉教授・考古学）・

内田律雄氏（島根県教育委員会文化課）は、瀬崎成・美保閑・布自枳美烽が附近にある重要地点だから、意宇軍団から島根郡家に派遣されていたとしてもおかしくはない、というご意見である。「出雲」は『風土記』の島根郡司主帳「出雲臣」かも知れぬが、残念ながら、島根郡大領の「社部

臣」の文字のものは出ていない。

郡家の正殿はまだ出土していないが、正殿は新たに柱穴が出土した地点の北（服部がA論文で「可能性が高い」とした）か、東側の現在の民家の下にあるのではないか。しかし、福原町の圃場整備は今年度で終わるのでは、郡家に関する調査は今後行なう予定はない。

結局、これらの状況証拠によって、福原に島根郡家があつたものと考えられる。昭和62年4月以降新たに出土した三棟の建物は、郡家の「雜舍」であった可能性がある。松本岩雄氏（島根県教育委員会文化課）は、郡家といつても必ずしも整然とした規格があつたと考える必要はないと言われ、「雜舍」と見る点で私と同じ意見である（昭和63年10月23日私的ご教示）。次に、岡崎氏の説に登場した内田律雄氏からも新聞記事をお送り頂き、その余白に次の如きご意見が附されていたので紹介する。

小生は個人的にはこれらの墨書土器は、平安初期頃と思います（昭和63年10月20日消印私信）。

さらに、同じく松本岩雄氏からも、記事と共に今回の墨書土器の実測図に添えて、次のようなご意見が寄せられた。

（前略……服部）このほど墨書土器が出土しました。川に近い落ち込み状のところからコンテナ20箱分の遺物が出土し、そのうち2～3箱について水洗いしたところ、いくつかの墨書土器があつたということです。「出雲」「校尉」などと書いたものが複数出土しており、公的な施設があった可能性が高いものと思われます。

これまで、数次にわたる調査では多くの建物跡が検出されていましたが、その規模が比較的小さいことや配置が規則的でないことなどからわらず、その規模が比較的小さいことや配置が規則的でないことなどからいまひとつ公的建物と考える根拠が薄いといわれてきたものですが、このたび文字資料の発見によって性格がかなりわかつたものといえます。

これまで全国的に郡衙とされる遺構は大規模建物が規則的に配置されたものという既成概念が定着していたように思いますが、このたびの例を見ると、地域によってバラエティーが認められるようであり、今後見なおしをすべきもののように思われます（昭和63年10月19日附私信）。

以上であるが、島根郡家と意宇軍団の関係などは特に興味深い問題で、発掘

をこのまま終らることなく、文献史料のみでは知り難い歴史を解明して頂きたく思う。これに関連した事柄になるが、私はC論文で次のように述べているので、参考に供したい。

瀬崎成は出雲と隱岐との間の烽を補う機能があったのではないか、と推定する。（70ペ段26行目～27行目）

そして、瀬崎から出雲国内のどの烽も見ることができないから、隱岐島周辺での異常を発見した時、瀬崎成は直ちに意宇軍団に伝令を発しなければならない。（70ペ下段2行目～4行目）

瀬崎成からの緊急の使は、馬で第4路線を走り、途中急坂を馬から下りて歩けば、意宇軍団まで一時間前後で到着できたと思う。その途中島根郡家にも立ち寄つて急を報ずることが可能だし、地図の「峠」に着けば目前に嵩山が見えるから、隱岐國の烽を察知しているかも確認できる。嵩山の烽が上つていなければ、島根郡家と国庁を結ぶ「通道」は嵩山の麓を通つたものと予測されるので、（中略……服部）途中何らかの方法で嵩山の烽を促がすこととも可能である。（中略……服部）早期に瀬崎において発見されすれば、応戦準備は十分可能であつたと考えられる。（71ペ上段15行目～27行目）

右に「瀬崎成から意宇軍団まで一時間前後で到着できたと思う。」としたが、途中朝駆渡もあるので、「一時間余」とすべきかも知れない。もしかりに島根郡家に意宇軍団の分団のようなものがあれば、応戦準備はより早くできる。同じく、C論文で私は次のように書いた。

出雲国の西部がかように弱体であるのに対し、中部から東部は比較的堅固である。半島の北方沿岸部の多くは山が海に迫まっており、多数の軍船が一時に着船できるような遠浅の広い浜はほとんどない。国庁を脅やかす惧れるある唯一の地点は、（中略……服部）『風土記』恵雲浜だけである。ここは、瀬崎成での発見が早ければ意宇軍団で対処できる。（72ペ上段24行目～29行目）

恵雲浜も意宇軍団から遠いので、島根郡家で対処するのがより便利である。しかし、秋鹿郡にも軍団の分団があればもつと都合が良い。秋鹿郡家の場所は明らかになっていないが、宍道湖北岸であることは確実であるから、そこからなら布自枳美烽が見えるので、烽さえ上れば島根郡家よりも早急に

対処できる。秋鹿郡家の考古学的発掘を切望する次第である。

恵雲浜より東方で大軍が着船できるのは、「大椅浜」である。ここは、島根郡家からの「北西二十四里一百六十步」の道（実地調査は完了しているが未発表）で急行できる。

その東は加賀郷の「久來門大浜」である。これは右の「北西」の道でなく、『風土記』に記されていない、大門・小門の十字路から真直ぐ第3路線で北上し、澄水山（『風土記』の「毛志山」）の急坂を登り下りするのが最短距離である。

その東で危険なのは「野浪浜」である。ここへはB・C論文で実測した「文導寺坂」越しで近い。

その東は「千酌駅家浜」である。ここへは同じく「文導寺坂」越しの道を途中まで利用し、野浪浜と分れる分歧点の手前（南）から千酌に下る道が最も早い。本論文の第1路線の延長がA論文で明らかにした忠山（「墓野山」？）の西方の鞍部を通つており、これが『風土記』の「通道」即ち「隱岐国道」に当ることは、この「追記」の段階で、確実となつた訳である。しかし、この道は迂回路であるから、千酌への軍事道路になつたかどうかは問題である。

千酌駅家浜より東で危険なのは、現在の北浦海水浴場の砂浜とその東の「稻上浜」（現稲積？）稲積には江戸時代隱岐への港があつた。『大妻女子大學文学部紀要』18号）である。これは、右の「隱岐国道」を利用して、忠山の南の「小幸神」（幸神）の峠（松江市手角町と、八束郡美保関町北浦との境）から北浦・稲積方面に向かう道が早い。稲積の東で危険な「須義浜」（菅浦）も同じ道が良い。

菅浦の東では「方結浜」（美保関町大字片江）の浜が砂浜でかなり広く隱岐島に向かつて直接開いており、C論文に記した隱岐島経由の侵寇の惧れがないこともない。ここへの道は右の北浦経由の道があるが、現在の中海北岸の松江市手角町の人家部から北方へ山越しの道があるので、こちらの方が近いかもしない。

さらに東へ辿ると、「質留比浦」（美保関町大字七ヶ所）が良港のため、敵船の集結駐留の惧れがないとも言えない。ここへの道は、手角町の人家部から山越して片江に越えた道の延長か（途中比較的高い山があり難所である）、

もしくは手角町→万原→宇井の中海北岸沿いの道を利用し、宇井〔「宇由比浜」〕から峻しい峠を越える道がある。ここも意宇軍団から離れているので島根郡家で手当てをすれば時間がかかせる。もっとも、C論文に記した如く出雲国西部の齒長浜や恵雲の砂丘地帯を狙う方がはるかに効果的なので、「質留比浦」の危険性はそれほど大きはないかも知れない。

残るは、右述の岡崎雄二郎氏の所説に紹介された山本清氏・内田律雄氏の美保関〔「美保浜」〕である。ここは隱岐や日本海の東西航路の要障であるから、警戒を厳にする必要があったろう。境水道の北岸に「戸江剣」があったのも美保関から中海に入る船の監視のためであろう（當時、日本海航路が盛んであったことを示唆する）。藩制時代も丁度この附近（現美保関町大字森山、万福寺の南）に御番所があつたし〔「十郡絵図」〕、幕末には砲台も設置された〔『角川日本地名大辞典32島根県』〕。この戸江剣はどこで管掌したものであるか、興味深いものがある。数少ない墨書き土器の出土だけでは、島根郡家に軍団の分団が配属されていたか否かは、断定的なことは言えないから、福原における発掘の成果が待たれる。

また、同じく岡崎氏の所説に紹介されている山本・内田両氏の布自枳美烽と島根郡家の関係について考えると、烽は郡司の管轄下にあつたことが、養老軍防令で判るが、「⁽¹⁾國司簡^テ所部人家口重大^{ニシテ}堵^シ檢搜^{シテ}者^ヲ寃^チ。」とする「烽長」の選任、および「各配^{ハセ}烽子四人」。〔中略……服部〕以^レ近及^シ遠^シ均^シ分^レ番^シ。」とする「烽子」の選任にあたっては、現地の実状をより把握していた郡司が関与する可能性があつたと思われるから、布自枳美烽に島根郡家が何らかの関係を持っていた可能性はあり得ると思う。

さらに、烽の所在の「郷」はこれとどのような関係を持っていたのか、この点についても知りたいものである。布自枳美烽は「山口郷」にあつたことは確実であるが、本論文で明らかとなつたように、布自枳美高山の山口（即ち登山口レ）と福原の台地の中心部ノとの間が、川原町経由の道で七里二百一十歩（巻末布自枳美烽の距離等しいから、同烽への距離は登山口までを示すことが本論文で明らかとなつた）であるのに對し、山口郷までは「正^ニ南^シ二百九十八歩」〔2663.79m〕であるから、差がありすぎる。同じ道上で計算すれば、山口郷⁽³⁾は下東川、津町、宇中尾の現在の人家部（地図ス）附近にあつたものと予想される（未発表）。

私は、烽に烽子らが上り下りする際に山口郷へに報告したり、また、烽の材料である「乾草・乾草・松明・艾〔蓬〕：『義解』の注」・藁〔草穂名也」：同〕・生柴〔養老軍防令〕を山口郷へに用意したりしたものか、と考えたが、右の結果では烽への登り口と郷^シとの間は少し離れすぎているようない感する。芝原遺跡からこの点についての資料も出土してくれないものだろうか。

また、今日の段階でもまだ郡家の正殿は出土していない。私は写真(1)の撮影地点^メの東南の田（写真(1)g）のある地を「宇土井敷」と称していることに注目している。これまでの現地調査では、土井または土井敷という地名は豪族の居館地を呼ぶ地名らしいからである。

かにかくに興味は尽きないが、この調査に携った松江市教育委員会や福原町の方々を初めとする関係者一同の労を称えると共に、右の様々な問題点の解明につながる重要な発掘調査を今後も続行されることを切望しつつ本稿を閉じる。

（終）

注(1) 嵐義人氏のご教示によれば、この文章の「郡司」は郡司を含まない。

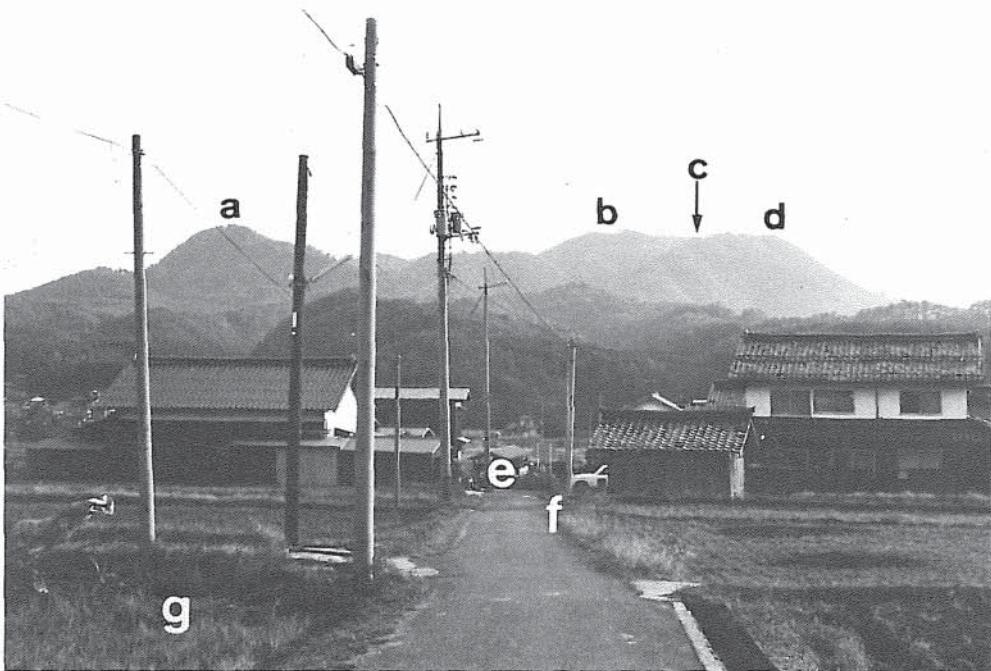
い。また、烽は國家的防衛機構であるから郡司の管轄に置かれるべきものであつて、烽を郡司が直接管掌した可能性は低いのではないか、とせられる（昭和63年10月27日私的ご教示）。*『『令義解』「職員令」の守護の任務の一つに「烽候」が見える。

(2) この場合の「正南」の方位は、山口郷への見える方向（即ち、東南）ではないから、郡家から山口郷への道（第3・4路線）の出発する方向を示すことになる。

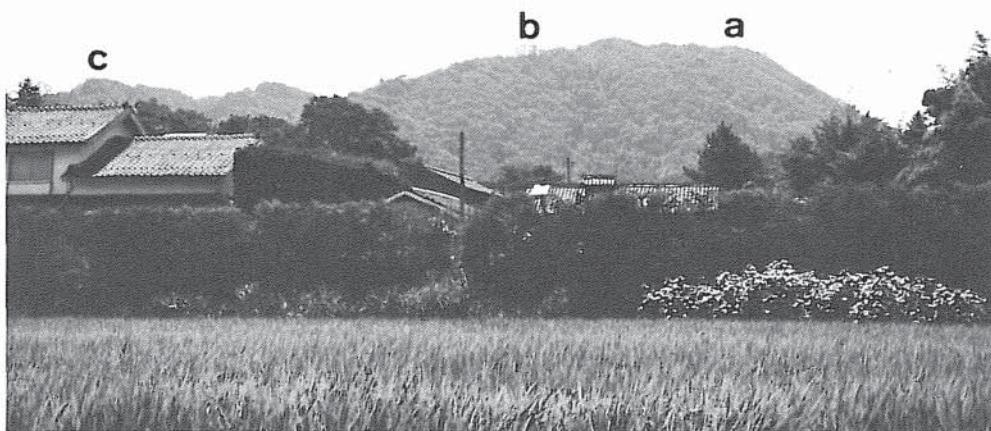
(3) 後藤藏四郎氏が『考証』（90頁）で山口郷への距離を「郡家から東川津の中尾の辺までの里程にあたる。」とするのと一致するので興味深い。



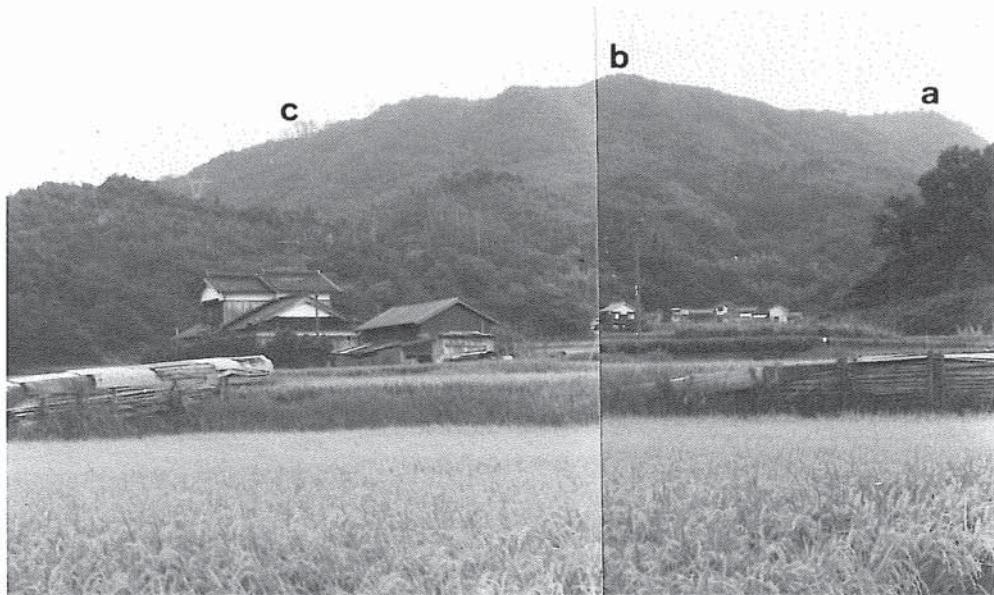
国土地理院2,500分の1「加賀」、「松江」、「掛夜」(昭和52年2月28日発行),「境港」(昭和52年1月30日発行)による。第5路線の無記入の部分は未調査。諸記号の原則は巻頭の「はじめに」を参照。



写真(1) 福原町の「大門・小門の十字路」の南79.9m地点（米田信行氏宅前）より。a 女嵩山（地図C），b 嵩山の頂上附近，c 「秋葉山」頂上（地図D），d 嵩山頂上より北に続く支峰（地図Dの南，標高297.8m），e のすぐ左（東）より昭和53年4月以降新たな柱穴が出土した（写真(4)・(5)，地図ナ地点），f 長慶寺参道入口，g 「字土井敷」の地（土井は土居で豪族の居館地だったらしいから，郡家正殿の候補地の一つとして考えられる。昭和59年11月23日撮影，50ミリレンズ）。



写真(2) 川原町の片寄宏氏宅の東方約30m（地図第8路線と第10路線が合流する附近）より。a 嵩山頂上から北に続いた支峰（297.8m）の頂上附近，b 「秋葉山」頂上，c 女嵩山（新庄町の呼称）。川原町に近づくと，写真(1)を見る如くには女嵩山は際立って見えない。昭和63年8月11日撮影，50ミリレンズ。



写真(3) 上東川津町字中尾、中尾農免道の熊井の滝入口（地図スの東南のT字路）より。
a 嵩山頂上部の西の部分、b 嵩山頂上から北に続いた支峰の頂上（ソ・タ地点からの登山道はここに上っている）、c「秋葉山」頂上。松食い虫で枯れた松林が神社の林。写真(1)(2)と同様に「秋葉山」には独立した山としての景観はない。昭和62年8月18日撮影、50ミリレンズ。



写真(4) 福原町地図ナ地点から昭和63年4月以降新たに出土した建物跡を西より見る。昭和63年8月11日写真(1)e地点より撮影、50ミリレンズ。



写真(5) 写真(4)の南の続きの部分の建物跡を北西から見る。撮影データーは写真(4)に同じ。



写真(6) 福原町地図ト地点から昭和62年8月に出土した墨書土器二点のうちの一つ。松江市教育委員会岡崎雄二郎氏提供。岡崎氏は8世紀中頃から9世紀代のものとせられる。